

6月議会（平成14年第2回定例会）堀内英樹の一般質問

平成14年6月18日質問

堀内英樹の一般質問会議録

（6月議会・会議録から、堀内英樹が読みとりソフトによって転写したものです）

6月議会（平成14年第2回定例会）堀内英樹の一般質問

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今中伸行）おはようございます。

ただいま出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（今中伸行）本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、日程表に従い、順次進めてまいります。

一般質問

議長（今中伸行）日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点十分心得て質問し、理事者側には、的確かつ簡潔に答弁をお願いします。

（中略）

再開 午前10時55分

議長（今中伸行） それでは、再開いたします。

堀内英樹

議長（今中伸行） 次に、6番、堀内議員、発言を許します。

堀内議員。

（6番 堀内英樹 登壇）

6番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。

6番、堀内英樹です。一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、議長の許しを得、この場をおかりして一言申し上げたいと思います。

町制30周年記念事業に関し、14日の総務委員会で杉田町長から、石灯笼照明の街灯の工事を中止する旨の発言がありました。予算化されながら一部事業変更を決断されたことに、率直な気持ちで敬意を表したいと思います。

また、請願書をめぐりまして、どのような形であるにせよ、青木助役や今中部長の固有名詞が出たことに、心からおわび申し上げます。

あわせて、予算に賛成した私が請願書の紹介議員になったことについて、多くの議員から厳しい批判をいただき、甘んじてお受けしたいと思っております。

本 論に入らせていただきます。

今、世の中はIT時代、インターネット時代ともはやされており、その便利さのみがとかく強調されがちでございます。また、昨年4月から国の情報公開法が施行され、開かれた行政が合い言葉にさえなっている感がございます。しかし、その反面、大きな落とし穴があることも現実です。それを象徴する事件が数多く発生しています。防衛庁の情報公開請求者のリスト問題がその典型であり、我が町でも同じたぐいの事件がありました。人権擁護を唱えながら、その一方で個人情報平気で漏えいする。プライバシーの保護も何もあったものではありません。しかも、本人の知らない間に情報がひとり歩きする。何ともぞろぞろしい時代になったものでございます。

私の質問は4項目です。

まず、大きな項目の1として、町役場の意思形成過程と町民意見の反映について見解をお聞きしたい。

- 1、詐偽容疑の河辺幸雄元弁護士が、上牧町情報公開審査会委員長に委嘱された経緯と決裁について。
- 2、上牧町地区駐車場の条例制定前の使用と、地方自治法第14条第2項の行政事務の処理と条例制定の義務との関連及び議案提出について。
- 3、総合文化センター前町道への石灯笼照明設置事業に関し、予算計上の発案から予算案の決定までの経緯について。
- 4、重要課題や予算編成などを事前に公表し、住民意見を求めるパブリックコメント制度の導入について提案いたしますが、見解をお聞きしたい。

大きな項目の2です。公共料金検討委員会と今後の行財政改革への取り組みについてお伺いしたい。

- 1、公共料金検討委員会委員の募集結果と今後の取り組みについて。
- 2、14年度一般会計予算に計上された公債費が19億円、予算総額の26・3%を占める町の財政状況について、どう考えておられるのか。
- 3、住民と情報を共有するため、財政状況と今後の見通しにつき、資料集として全住民に配付してはどうか提案しますが、見解をお聞きしたい。

大きな項目の3です。障害者、高齢者などの福祉施策の取り組みについて説明をお願いしたい。

- 1、ようやく策定された上牧町障害者基本計画の町施策への具体的な反映と実行について。
- 2、14年4月から町窓口へ移管された精神障害者の保健福祉の取り組みについて。
- 3、15年4月から、これまでの措置制度にかわる利用契約制度が始まるが、これに備えての取り組みはどうか。
- 4、次期介護保険事業計画や地域福祉計画の策定に、公募も含めて広範な住民参加を求めるが、どうか。

最後の項目4です。住民基本台帳ネットワークと個人情報保護について、どう対応されるのかお聞きしたい。

- 1、14年8月から、住民基本台帳ネットワークによる国への情報提供が予定されているが、町の方針はどうか。
- 2、未整備の町個人情報保護条例の制定について。
- 3、国の個人情報保護法や町条例が制定されるまで、町外への個人情報提供を差しとめてはどうか。

以上が私の質問内容です。

質疑は一問一答でお願いし、再質問は自席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） それでは、最初の質問のところから、答弁をよろしくお願いたします。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 情報公開審査会の会長の選任についてでありますけれども、これにつきましては情報公開審査会規則によりまして、委員の互選ということになっております。平成12年10月25日に開かれました第1回の審査会におきまして、会長には弁護士の方が最適であるという意見が出まして、全員賛成ということで、弁護士の河辺幸雄氏が選任されております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 河辺元弁護士でございますが、先週14日の金曜日、初公判がございました。詐偽、業務上横領容疑を全面的に初公判で認めた。これは新聞報道でございまして、2月に辞任。昨年、2度ばかり審査会が開かれております。委員報酬、現実に支払っているわけです。みんなだまされたんです。ですから、私、町が、先ほどの答弁、ちょっと質問の部分と違うんですが、委嘱というふうに申し上げたんですが、町長が最終的には委嘱しておられるわけですね、委員として。委員長には互選で決められたと、こういうことで、委嘱された部分ですね。委嘱された部分についてお尋ねしたい。

町長が審査会委員に委嘱されたけれども、だれが発案し、どのように決裁されたのか。町の中で。情報公開、たしか住民から請求があったと思いますが、決裁書類も何もない。こういう説明であったというふうに聞いておりますが、いかがでしょう。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） この河辺氏の選任につきましては、一応、当時の顧問弁護士の方に、弁護士の方も入っていただきたいという意味も含めまして、ご紹介いただいて、こちらからお願したという経緯でございます。

今、情報公開の話をしておりますけれども、河辺氏を含めまして、4名の選任についての起案はとっておりまして、それはちゃんと見せております。それ以外のものは、ないということでお答えさせていただきました。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 私お聞きしたいのは、最初に大きなテーマにございますように、町役場の意思形成過程と、あるいはどのように物事が決められていくかということをお尋ねしているわけで、要は、その弁護士から推薦を受けて、顧問弁護士から推薦を受けて、いきなり町長から委嘱されたということではないと思うんですが、その過程はどういうことだったのか。できれば具体的に教えていただきたい。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 先ほども申し上げましたように、情報公開というのも町も初めてございまして、審査会、もちろんどういうものかはっきりつかめてない部分もございまして、それで、弁護士の方、最低1名は入ってもらった方がいいだろうという話し合いの中で、そしたらだれにするという形になるわけなんですけれども、これについては、また弁護士といいまして、そう簡単にどなたということもできませんので、当時の顧問弁護士であります方にご相談させていただいて、紹介していただいた。それで、ほかの残りの3名の方も、大学の教授とかお願しているわけなんですけれども、そういうものも担当であります総務課の方で起案させていただいたということでございます。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹）では、次の項目に行かさせていただきますが、上牧町地区駐車場の条例の件ですね。これは5月臨時議会本会議の場所で質疑させていただいた件なんですが、これが議案として出てくるまでの関連ですね。そこのところをご答弁お願いできませんか。

議長（今中伸行）生活管理課長。

生活管理課長（吉川師郎）議案として出てくるまでの過程としまして、この工事竣工が3月28日に終わっております。その後の通常議会でこの利用条例を設置するために、最初の5月議会で上程したものでございます。

議長（今中伸行）堀内議員。

6番（堀内英樹）5月の事前使用の話を通し返すつもりはございませんが、もう1点、地方自治法の224条の2というのは、皆さん、もう一番よく知っておられる部分です。公の施設の設置、管理及び廃止というところに、これらについては必ず条例でこれを定めなければならないというふうになっております。ところが、現場では事前使用が既に始まりながら、5月議会になって町長から条例案として出てきた。これはやっぱり基本的には自治法に触れる問題なんです。そういうことが町役場の中ですうーと通ってしまうというあたりは、私、甚だ疑問にも思いますし、あってはならないと思っておりますが、その点いかがでしょう。

議長（今中伸行）生活環境部長。

生活環境部長（青木俊一）仰せのとおり、3月に竣工しまして5月の条例を出すまでの間、自治会の要望等によって出したことについては、これはもうおわびするしか私の方ではないと思っております。

ただ、先ほどからおっしゃっております地方自治法の14条の2項及び224条の2項につきましては、これは手数料等、必ず取らなければならないものについての必置義務でございますので、この辺についても私の方で十分理解はしておるつもりでございます。

議長（今中伸行）堀内議員。

6番（堀内英樹）それじゃ、次、お願いいたします。

議長（今中伸行）企画創生部長。

企画創生部長（岡山喜芳）照明灯設置の件でございますが、石の街灯の寄附の申し出がありましたので、30周年記念事業として、文化センター並びに2000年会館の進入路の町道に設置したく、予算計上したものでございます。

議長（今中伸行）堀内議員。

6番（堀内英樹）お聞きしておきます。町制30周年なんですが、この事業自体は前もって、記念事業というのは前もって、30周年というのは前もってわかっているわけで、以前からも話出ておりました。記念事業について構想や予算を事前に公表して、そして町民の意見を聞く、あるいはまた提案も受けるということもできたのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

議長（今中伸行）企画創生部長。

企画創生部長（岡山喜芳）今年度30周年記念でございますけれども、以前にも予算のときに申したと思いますけれども、式典等につきましては、やらないという方向で進めていたわけでございます。その中で、何か記念になるようなものということで考えておりますときに、このような話がございまして、これを30周年記念事業としてやっていこうということで決定したわけでございます。

議長（今中伸行）堀内議員。

6番（堀内英樹）それでは、小さい項目の4番目、重要課題や予算編成などを事前に公表し、住民に意見を求めるパブリックコメント制度を導入されてはいかがかと、この提案についてご答弁をお願いします。

議長（今中伸行）総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） パブリック制度の導入ということでございますけれども、重要課題につきましては、以前に保健福祉センターを建設するに当たりまして、デザインや名称につきましてたくさんの町民の皆さんの意見をお聞きして、それに沿って実施しております。これからも大きな施策につきましては、いろんな形で町民の皆さんの意見を参考にして実施していきたいと考えております。

また、予算編成の面につきましては、議会に提出いたしまして、住民代表であります議員の皆様にも十分審議してもらっていると考えておりますので、今のところは考えておりません。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 大きな課題あるいは施策については、これから住民意見も求めていくというお話でございますが、予算に関しては議会があるから考えていないと、ということなのですけれども、この住民意見の反映の問題は、実は私、昨年9月議会でも幾つか申し上げた中の一つの柱としてご提案申し上げた件です。もう少し私は予算も含めて、それから事業も含めてぜひやっていただきたい。

それから、計画についても、ここに、これはたしか住民福祉におられたときに、年明けに私、高浜市の地域福祉計画の中間報告がなされた資料として差し上げたと思いますが、「地域福祉計画中間素案についてのパブリックコメントの実施について」と、こういう用紙がありまして、きちっと書くようになっていきます。高浜はご存じのとおり何度も私も取り上げておりますが、たしか高齢者福祉では全国のトップレベルです。

ただ手法は、それをどういうふうにしてやったかという、やっぱり徹底した住民参加なんです。その一つの方法がパブリックコメントということで、早くから導入されている。ただ単に意見を求めるだけじゃなくて、大事な部分は、ここにも書いておりますが、パブリックコメントにおいては、いただいた意見については後日、意見の採否及びその理由などの概要を公表させていただきますと、こういうふうになっているわけですね。このところが非常に大事なんで、今後、大事な事業あるいは政策課題、予算も含めて、ぜひ採用していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 私もこの高浜市の部長さんの話も聞いたこともあるんですけれども、先ほど申しましたように、大きな重要課題等につきましては、いろんな形で皆さんのご意見もお聞きすると。方法はまあいろいろあるかと思うんですけれども、そういう考えで進めていきたいと思っております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） それでは、大きな項目の2、お願いします。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 公共料金検討委員会の委員の募集についてでありますけれども、さきの議会の一般質問でお答えしておりますように、20代から70歳代までの方2名ずつ、広報により募集いたしました。5月20日で締め切ったわけですが、結果としまして、30代の女性1名、60代で男女1名ずつの計3名の方の応募がございました。今のところ3名でございます。今後ということになりますけれども、町としましては、20から70までの2人ずつ12人を一応予定しておりますので、なるべく早いうちに残りの方々を選任しまして、委員会を立ち上げて進めていきたいと思っております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 私の感想を申し上げますと、3人もよく応募があったなと思っているんです。で、5月の広報でしたね、たしか募集されたのは、簡単なこういう公共料金検討委員会委員というのを募集しますよというお知らせが載ったわけです。これだけでは、やはりわからないですね。何をやるのかわからない。公共料金とありますから、何となく住民の負担について

いろいろなことを検討するんだらうという想像はつくんですが、それ以上わからない。何をやるのかわからない。それからもう1点、住民の皆さんが今、町の行政について思っておられること、公共料金はそれはそれで大事なんです。じかに負担が来ますから。大事なんです。

ただしその給付の問題も含めて、住民の皆さんの意識というのはもうちょっと違うところにあるんじゃないかと。もっと大きなところに町の行政あるいは財政の問題があるんじゃないかということを感じていると思うんです。だから、これだけでやっぱり、3人というのはまだよくあった方で、もう一度、今後の運営も含めてどのように取り組まれるのか、そここのところをお聞かせいただきたいんですが。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 町としまして、この募集に対しましては、あくまでも公共料金いろいろなものについて住民の方に考えていただくという意味で募集いたしました。それで委員会が立ち上がりまして、その中では、いろんな委員さんの意見の中では、町の財政の問題とか、いろんな説明もしていかなければならない部分も出てくるかというふうな形で考えております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 先ほど申し上げたところと関連するんですが、小さい項目の2ですね。

14年の一般会計予算に計上された公債費が19億円、予算総額の26.3%。ほかにも町の財政の現状を見る上では大事な数字、指標はたくさんございますが、一番わかりやすい部分でお聞きします。この点について、先ほど、住民の皆さんはもう少し大きなところに上牧町の今の行財政の問題、課題があるんじゃないかというふうに思っていますよというふうに申し上げました。そういう意味で、この公債費の額、それから予算に占める割合ということから、町の財政の現状、あるいはこれからの見通しについてどのように考えておられるのか、そここのところを1点だけ教えてください。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） この公債費比率につきましても、15%を超えますと危機状態というように言われているわけなのでございます。今年度の公債費につきましても、アートピア上牧建設事業の借り換え債2億5,680万入っております。これを除きますと22%ぐらいになるかと思っております。これからにつきましては、もちろん借りがえ、繰り上げ償還とか、借入れの抑制は十分これから図っていかねばならないと思っております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 数字だけ申し上げて今ご答弁いただいたんですが、もう少し肝心な部分、ちょっと申し上げます。

それはどういうことかと言いますと、当然、公債費としてこの19億円何がしか上がってまいります。ただ、一方で、委員会でもたびたび議論にもなりましたし、以前総務部長でおられた今中部長からも、昨年、何度かこの件についての答弁もちょうだいしています。その中で、当然、交付税参入があるじゃないかと。つまり丸々10億円が公債費じゃないよと。後で入ってくる交付税参入という形で入ってくるお金もあるよと。それは私も百も承知です。ただし、住民の感覚、意識、どういうところにあるかということ、先ほど、もう少し大きなところに課題あるいは問題があるんじゃないかというふうに思っているのは、数字からいうと、予算規模の4分の1を借金として、あるいは金利として払っていくわけです。4分の1です。もちろん分母が小さくなったというのもございますが、皆さん、町の財政と言いながら、自分の家計とやっぱり比べるのが一番わかりやすいわけです。家計と比べた場合、家計は4分の1、つまり収入総額の25%というのは、御飯が食べれるかどうかの瀬戸際なんです。それ以上は貸さない、金融機関は。幾ら担保があっても貸さない。そのラインがこの4分の1、つまり収入の4分の1、率にして25%というラインなんです。

だから、皆さんは納税者の立場として、みんなが税金を負担して、地方税として負担します。

地方税、今、課税来ています。負担して、そしてまた国税もしても払っていつている。消費税としても払っていつている。そして、そういう税金の4分の1が上牧町においては返済に充てられている。これはやっぱり納税者の立場からいったら、承服できる数字じゃないんです。だから、皆さんはやはり歳出構造そのものにもメスを入れる。公共負担の料金がどうこうという以上に、この歳出構造にメスを入れていかないことにはどうにもならんと、そこまで皆さん思っているわけです。その点はどのように考えておられますか。いかがですか。

議長（今中伸行） 総務部次長

総務部次長（吉岡秀悟）おっしゃるとおりだと思っております。歳出につきましても、十分中身を吟味しまして、抑制に努めていくのがほんまだと考えております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） それでは、次参ります。

住民と情報を共有するため、財政状況と今後の見通しにつき、資料集として全住民に配付してはどうかというご提案を申し上げますが、いかがでしょうか。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 財政状況等を資料集にして全住民に配付してはどうかということでございますけれども、決算状況等につきましては、毎年、町の広報誌で、広いページを使いまして住民の方々にお知らせしております。町としましては、資料集ではありませんけれども、これで全住民にお知らせできていると考えております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） なるほど。予算、決算については町の広報でも、最近グラフにまでしていただいて、最小必要限度な数字は出ております。目でも見れます。また、議会広報でも同様な取り上げ方をしております。ただ、私、これで住民の皆さん、町の財政の状況、予算、決算、財政の状況わかりますかと、たくさんの方にお聞きしました。やはりわからない。大体予算規模どのぐらいかというぐらいはわかる。主なところへどういうふうに使われているかというのわかるんです。それ以上のことわからないんです。

そこで、ここに北海道のニセコ町でございますが、「もっと知りたいことしの仕事」という、これはことしの14年度の予算説明書というものです。毎年つくられております。これは1部500円で、だれでも手に入れることができる。町民にはもちろん無償で配っています。この中に、資料編として「グラフで見るニセコ」というのがありまして、だれが見ても財政事情が手にとるようにわかる内容のものがつけられているんです。各種の施設の維持管理費とか、それから補助金、負担金、交付金といったものが、1万円単位で部門別に一覧になっています。

これは一例でございますけど、ほかにもたくさんあります。こういう本当に住民に実態を、財政の状況、予算の状況というものを知らせる工夫がなされている事例があります。これだけのものは全国にはそうざらにありません。だけど、これに近いもの、かなりあります。だからぜひ参考にさせていただいて、今答弁があったように、広報でお知らせしてますよと、それにとどまらずに、もう少し踏み込んだ形で、住民の方がわかりやすいような形でぜひ資料として編集いただいて、配っていただきたい。ぜひ検討いただきたいんですが、いかがでしょう。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 今おっしゃっていただいた、各町いろいろやっておられるようでございますので、資料をまた見せていただいて参考にさせていただきます。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） これ、また後ほどお届けさせていただきます。ぜひ見ていただきたいと思います。

それじゃ、次に参ります。

大きな項目の3でございますが、よろしく願います。

議長（今中伸行） 住民福祉部次長。

住民福祉部次長（米井博干） 大きな3番の1つ目ですけれども、障害者福祉の基本計画でございますけれども、ことしの3月に作成して、4月で一応でき上がっております。

それで、この中で具体的な反映と実行ということでございますけれども、在宅福祉のサービスについて特に力を入れていきたいというふうに思っております。

それからまた、制度等も変わっております、相談業務等も市町村におりてきております。この部分につきましても社会福祉協議会等と連携を図りまして、いろいろな相談内容、また人材育成等にも取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 上牧町障害者福祉基本計画、たしか5月の臨時議会でここに配付いただいたと思います。基本計画でございますから、なかなか細かいところまでいかない。これはわかるんです。また私どもの同僚議員もこの策定委員として加わられました。お話も聞いております。ただ、今おっしゃったように、答弁ございましたように、新しい制度を何とか入れようというそういう努力も見えてまいります。ただ、考え方とか課題は網羅されております。一通り全部上がっています、資料も含めて。ただ、具体的な事業や数値目標という点については極めて少ない。具体性がない。基本計画といえばそれまでなんですが、だから、今後の事業化とか、予算への反映をどういうふうになさっていくのか。それがいいことには、基本計画で終わってしまいます。絵にかいたもちで終わってしまいます。これだけのものをつくられたのですから、ぜひ具体的な施策や予算に反映させていただきたい。その点はどのように考えておられますか。

議長（今中伸行） 住民福祉部次長。

住民福祉部次長（米井博干） まず、障害者の方々に十分制度の内容等も広報していかなければならないというふうに基本的に考えております。それでもって、いろんなサービスを提供するメニュー等も充実させていくというふうな中で、いろんな要望、また利用者の増加等によりまして、また予算化も当然していくことになろうかと思っております。

現段階では、先ほどの居宅生活支援ということになるわけでございますけれども、例えばホームヘルプサービスとか、デイサービス、ショートステイ、こういうふうなメニューがあるわけでございますけれども、現段階では非常にまだ利用者が少ないというのが実情でございます。多分今後ふえてくるだろうというふうには考えておるわけでございますけれども、こういうふうなサービスメニューもありますよということを十分啓発していきたいというふうに考えております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 今の答弁の中で、私ちょっと気になる点があるんです。障害者に対して、いろんなお知らせをしていかなきゃいけない、PRもしていかなきゃいけないと。これは当然なんです。ところが、この計画の中に盛り込まれている理念というのは、一般の住民も含めてなんです。行政と障害者だけの関係ではないんです。一般の住民も含めて地域とどういうふうにかかわっていくか、そういう内容なんです。そのこのところ、後で地域福祉計画のお話をちょっとさせていただきますが、そのこのところはもう少し見方を変えて、つまり行政の窓口と障害者の方々だけだと、その関係だけだと思わずに、地域を巻き込んで、一般の住民の方々も含めて、これをどういうふうに進めていくかと。そういう観点から事業化や具体的な施策や、それから予算にさせていただきたいと思っておりますが、この点は住民福祉部長いかがでしょう。

議長（今中伸行） 住民福祉部長。

住民福祉部長（永井憲 - ） 障害者の基本計画、一応できておりますが、その中でも述べておりますように、今後、障害者の方々にいかに上牧町が取り組むこういういろんな施策を情報をきめ細かく提供していくか。また、それから今指摘いただきました地域の方を巻き込んだ障害者

福祉、これはごもつともだと思えます。そのためには、地域の方で障害者を支えていただくボランティア活動の条件整備、今後これにも十分取り組んでいかなければならないと思えます。いわゆる障害者の方を支えていく、そういう予算化等も今後目指していきたいと思えます。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。また、機会あるたびにこの件は、取り上げて申し上げていきたいと思えます。

次、お願いいたします。

議長 今中伸行 住民福祉部次長。

住民福祉部次長（米井博干） 2つ目でございますけれども、ことし4月から精神障害が役場の方に移管されたわけでございます。この取り組みでございますけれども、まず、制度とか、市町村に窓口になりましたよというふうなことを啓発を行い、業務といたしましては、手帳の申請、通院医療の申請の受付、相談事業というふうになっております。

また就労に関しまして、就職活動等もあるわけでございますけれども、これにつきましては、ハローワークの障害者窓口というのがあるわけでございますけれども、こういうところとも連携を図りまして、相談、指導を実施していきたいというふうに考えております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 精神障害者の方、人数も比較的少ないんですが、なかなか対応が難しいと思えます。まだ始まったばかりですから、今後いろんな課題も出てまいるかと思えますが、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいということを要望して、次の小さい項目の3、措置制度にかわる利用契約制度、ここの答弁よろしく願います。

議長（今中伸行） 住民福祉部次長。

住民福祉部次長（米井博干） これにつきましては、15年度から、今までの措置から支援費制度ということに変わるわけでございますけれども、これにつきましては、現在、制度移行に伴います準備作業を進めておるところでございます。

それにつきまして今現在行っておる作業でございますけれども、支援費の基準、支給決定に係る審査基準、情報提供等、今、県及びまた広域の市町村圏とも協議を図っておるところでございます。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） この件は、先ほどの障害者計画、それから地域福祉計画と一緒に、12年9月議会の一般質問で私取り上げさせていただいたことがございます。当然この費用負担については公費と一部利用者負担ということで、措置制度がアレンジした形で移ります。それからまた、利用者の自己選択、自己決定というサービス提供面については、介護保険の考え方がそっくりそのまま持ち込まれていると、こういう制度だというふうに、一口で言えば、ほかにもたくさんございますが、わかりやすく言えばそういうことだと思えます。

それで、今後、今もちょっとお話出ましたが、やはりサービスメニューの充実であるとか、これは業者も含めてですね、事業者も含めて。それから、支援体制をどういうふうに組んでいくか、これも非常に大事なテーマであります。それから、先ほど障害者計画のところでも申し上げましたが、地域の住民の方々の力、あるいはそういったサポートをどういうふうにこの制度の中に組み込んでいくかということも実際に考えていかないと、これも先ほどの障害者計画と同じように、行政の窓口と利用者、そういう関係だけではとても対応できない、そういう認識であります。その点はいかがでしょう。

議長（今中伸行） 住民福祉部次長。

住民福祉部次長（米井博干） 全くおっしゃるとおりでございます。ちょっと実際に具体的なことといたしまして、現在「ゆめのさと」というのがあるんですけれども、これは知的障害でございますけれども、その中で相談員さんを置いておりまして、知的障害に関するいろんな

相談を受けておられます。我々町の職員につきまして当然この相談にも乗るわけでございますけれども、相談される側からいたしますと、いろんな日常の悩みとかあるわけでございますので、なかなか職員が十分対応できるかというたら、非常にしんどい部分があるわけでございます。そういった中で、こういういろんな団体の方とか、また関係の方、またボランティアの方、こういうふうな方々、社会資源を十分活用いたしまして、充実した相談体制になるように頑張っていきたいと思っております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 今、答弁の最後の方で、社会資源の活用という非常にすばらしい考え方あるいは言葉が出ましたが、ぜひその方向で取り組んでください。今後もまた取り上げてまいります。

それでは、小さい項目の4でございますが、計画策定に行動も含めた広範な住民参加を求めるかどうか、この点についてご答弁をお願いします。

議長（今中伸行） 住民福祉部次長。

住民福祉部次長（米井博干） これにつきまして、今、介護保険の計画策定を行っておるわけでございます。今後、地域福祉計画、これの立ち上げもあるわけでございます。介護保険で行っておるような委員の委嘱方法を取り入れていきたいなというふうに考えております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） この地域福祉計画のもとになっております法律、社会福祉法、社会事業法が改正された分です。来年の4月から施行となりますが、その中の社会福祉法の107条に、市町村地域福祉計画という項目がございます。これは前にも一度申し上げたことがあるかと思っておりますが、市町村は地域福祉計画を策定し、変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉事業者、福祉関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする、このようになっております。これは先ほど申し上げた、1つはパブリックコメント制度そのものなんです。しかも介護保険の中で、たしか衆議院だったと思いますが、住民意見の反映を図りなさいという附帯決議があった。これが今度はこの条例の中にきちっと盛り込まれている。そここのところを踏まえて、既に介護保険事業計画の策定委員会はスタートしておりますが、これから始まる地域福祉計画の策定委員会なるものには、市民の公募、それからこういう意見公募、それについてのフィードバック、これをきっちりやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（今中伸行） 住民福祉部次長。

住民福祉部次長（米井博干） 今おっしゃったことを十分考慮して進めていきたいと思っております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 大分時間も押してまいりました。部屋の方も大分暑くなってきました、早う終われかなと、こういうサインかなと思っておるんですが、もう少しおつき合ってください。

最後の大きな項目の4でございますが、住民基本台帳ネットワークと個人情報の保護なんですが、最初の部分からご答弁をお願いします。

議長（今中伸行） 住民課長。

住民課長（田上貞子） それでは、14年8月から住民基本台帳ネットワークによる国への情報提供が予定されているが、町の方針はということですが、住民基本台帳に係る住民基本台帳法の一部改正する法律は、平成11年8月に成立いたしまして、同月18日に法律第133号として公布されました。市町村から都道府県への本人確認情報の通知、同じく都道府県から指定情報処理機関への通知、そして本人確認情報の国の行政機関等への提供に係る部分ですが、改正法の公布の日から3年以内、すなわち平成14年8月までに行う必要がありますので、町といたしましても国の方針に従って行う予定でございます。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 今、課長から答弁がございました。本格稼働ということに関しては15年の8月です、これは。仮にどこでも住民票をとれますよというのは、まだ来年の8月。ところが、この14年8月5日から、皆さん新聞紙上でもごらんになっていると思いますが、国への市町村からの住民台帳に基づく基本的な情報が提供される、これが改正法の中に書かれております。ここが今問題になっているわけです。

なぜ問題になっているか。11年8月に成立した改正法ですね。そのとおりです。ただその中で、当時小淵内閣、亡くなられた小淵さんが総理大臣でございましたが、この住民基本台帳を改正するについて、法改正するについて、個人情報保護法を前提にするということを国会答弁でも明確にしているわけです。だから個人情報保護法、今、住民基本台帳の関係から出てきた個人情報保護法の話なんですけど、ちょっとマスコミ規制というほかの方へ向いてしまったものだから、非常に政治問題化して、この国会ではとても成立する見込みがない。これがここ一兩日の新聞報道です。そういう中で、しかも5月29日に福田官房長官、国会答弁しております。住基ネット、つまり住民基本台帳ネットワークは個人情報保護法が前提ではない。とんでもないことを言っておるんです。小淵さんのときの約束と180度違う答弁をしている。しかもその上に、最初に触れましたように、防衛庁の情報公開請求者リストの問題出てきました。しかも政治問題化している。こういう状況の中で、法律に書いてあるとおり、8月5日から情報提供、つまりネットワークに対して情報提供をなさるのかどうか、もう一度お聞きします。このところは住民福祉部長ですね。よろしくをお願いします。

議長（今中伸行） 住民福祉部長。

住民福祉部長（永井憲 - ） まず、お尋ねの本年8月5日から運用開始、上牧町も実施するのかということですが、もちろん回答といたしましては、実施するということがございます。

それから、国の個人情報保護条例等の云々のことを今おっしゃってございましたが、いわゆる住民基本台帳法に基づくネットワークの運用開始に当たっては、住民基本台帳の中にいわゆる個人情報の保護をうたっている箇所が設けられております。また、それに違反した者、それに対する違反に対する罰則規定も住民基本台帳法の第42条から第51条にわたりまして、詳しく細かな罰則規定が設けられております。この住民基本台帳のいわゆるネットワーク云々に関しては、十分な保護のもとに実施されるものと思います。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 済みません。時間、何時まででしたかな。ちょっと教えてください。

議長（今中伸行） あと10分。

6番（堀内英樹） ありがとうございます。

今、部長からお話があった点、もう時間がございませんので、ここでは議論しませんが、一番問題は、公務員には罰則規定がないというあたりが一番問題であって、それはここでは議論おきます。

まだ整備されていない上牧町の個人情報保護条例の制定、これはどうなってますか。いかがですか。

議長（今中伸行） 総務部次長。

総務部次長（吉岡秀悟） 町の個人情報保護条例につきましては、現在、策定に向けて作業しているところでございます。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 昨年12月議会の一般質問で、私、この住基ネットのその後の問題を取り上げさせていただきました。その当時の総務部長は、ちょっとはしょって言いますが、議員提案していただかなくても15年8月までに立派なものを仕上げると。15年8月までとおっしゃっているんですけども、現実にこの8月から国への提供は始まっていくわけで、

町としての歯どめを、国は個人情報保護条例はとも秋までだめだと。町として早急に整備しないことには責任持てませんよ。大丈夫だ。部長、大丈夫だと言っているけれども。部長、大丈夫だとおっしゃってますけどね。やっぱり皆さんの本当に基本的人権にかかわる住民としての大事な情報が法律どおり提供された、それで何かあったとき、町は責任持てるんですか。どうでしょう。

議長（今中伸行） 住民福祉部長。

住民福祉部長（永井憲 - ） 先ほど申し上げましたように、住民基本台帳の中で、いわゆるそういう違反を犯した者に対して罰則規定が厳しく整備されております。また今おっしゃっております国の保護法ですか、その辺にもちょっと関係していくのかと思うんですけれども、とりあえずは住民基本台帳のネットワーク運用に関する部分としては、そういう保護がかけられているわけでございます。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 私は、国の個人情報保護法、それから町の個人情報保護条例が制定されるまで、町外への個人情報の提供、住民基本台帳に基づく個人情報の提供、差しとめるべきだというふうに考えています。この点について、町長、大事な話なんで、ぜひ町長からご答弁いただきたいんですが、僕はやはり町の最高責任者として、行政の責任者として、十分個人情報の保護が担保されるまでとめていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（今中伸行） 町長。

町長（杉田重雄） この件につきましては、先ほど来、住民福祉部長が申し上げたとおり、一応その条例の中にもそういうふうな個人情報が守られるような条項もあるということでございますので、その方向で進めたいと考えております。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） 行政、国、町、国の方は大丈夫だとおっしゃるんですが、ここに最近話題になっております防衛庁の情報公開請求者の漏えい問題、あるいは個人情報を漏らしたという、国会へ提出された資料の写しがございます。やっぱりとんでもない内容になっています。これでは個人情報、いくら行政が大丈夫だと言われても、住民の感情としてはとても信用できない、こういうことをやられたんじや。最近も話題になっておりますように、国分寺市の市長から、個人情報保護が前提ですよ、それまで住基ネットは延期してくださいということが国へ要望書として出ました。それからまた、東京都の杉並区でございますが、これは住基ネットの導入に最後まで反対しておられたところなんですが、区長に必要な措置ができる権限を付与した上で、条例案つくりました。住民のプライバシーの保護に関する条例つくりました。だから、やはり町からも、行政の立場としては法律に基づいて執行していきますよと、これは当然でしょう。当然でしょうけども、町長、やはり総務省長官あてに、きちっとやはり政府あてに、この個人情報の保護ですね、きちっと対応してもらいたいという内容のやっぱり要望もぜひしていただきたいし、それから、先ほど申し上げた町の個人情報保護条例、早急に整備していただきたい。この点、最後に要望しますが、いかがでしょう。総務部長。

議長（今中伸行） 総務部長。

総務部長（松浦義弘） 先ほど次長が答弁いたしましたように、今やっている段階でございますので、できるだけ早く至急に取りかかりたいと思っています。

議長（今中伸行） 堀内議員。

6番（堀内英樹） ぜひ取り組んでください。よろしく申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（今中伸行） これで堀内議員の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩といたします。再会は午後1時からといたします。

休憩 午前 11 時 52 分